

「国土交通省海事局船員政策課発表」

新型コロナウイルス感染症に係る 船員法関係事務の取扱いについて

全日本内航船員の会 事務局

国土交通省海事局船員政策課から2020年3月31日に以下の事務連絡がありましたので、当会で確認した情報も添えてご連絡いたします。

世界各地における新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を受け、船員法関係事務については、当面の間、以下のとおり取り扱うこととします。

なお、以下の他にも、新型コロナウイルス感染症に伴う柔軟な対応が必要な場合には、具体的情報をもって速やかに相談してください。

1. 補償休日付与の延期

新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置等の影響から船員を交代できないことを理由に、労使合意に基づき船員の乗船期間が延長され、補償休日の付与が延期された場合は、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第42条の4第2号の「船舶所有者の責めに帰することのできない事由により、補償休日を与えるべき船員と交代して乗船する船員が確保できないとき」として取り扱う。

2. 船員手帳の有効期間

新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置等の影響から船員を交代できないことを理由に、労使合意に基づき船員の乗船期間が延長され、当該乗船期間中に船員手帳の有効期間が経過した場合は、当該労使合意に基づき交代下船するまでの間は、船員法施行規則第35条第1項ただし書の規定に該当するものとし、当該船員手帳はなお有効なものとして取り扱う。

3. 健康証明書の有効期間

有効期間が経過した健康証明書については、当面の間、有効な健康証明書と同等に取り扱うこととする。

ただし、健康証明書が有効なものとして扱われている場合であっても、船舶所有者は船員の健康状態が良好かどうかを十分に把握し、寄港国・寄港地等が提供する最新情報等も踏まえつつ、船員の健康確保を図る必要があることに留意されたい。

【 当会で確認した情報 】

乗船中でない船員の健康証明

○ **これから乗船する人も、前回の健康証明で当分の間は有効とのこと！**

(現在の新型コロナの感染拡大防止の状況下で、これから乗船する方も健康診断を受けられない場合には、現に受けている健康証明を有効として取扱うことになる)

○ 不都合なところやその他ございましたら、**国土交通省海事局船員政策課までご連絡ください**とのこと。

船内は密閉空間であり、一人の乗組員がウィルス感染した場合にも集団感染を防ぐことが困難な事態に陥ります。また、内航船には高齢の船員が多く勤務しておりますので感染時の重症化も心配です。健康証明のために無理に上陸する必要がないこと、海事局船員政策課からそのように発表があったことを、関連する業者の方からも船員にご周知ご協力をお願いいたします。

同時に、船員の健康状態につきましても客観的にご確認いただき、様々な面から感染の拡大防止にサポートいただきますようお願いいたします。(了